# 令和 4 年瑞穂町農業委員会 6 月総会

令和4年6月23日、令和4年瑞穂町農業委員会6月総会が瑞穂町役場 全員協議会室 にて開催された。

# 農業委員会委員

1番 村山正信 2番 山田明弘 3番 青木一幸 4番 榎本雄一

5番 坂田敬一 6番 長谷部冬樹 7番 清水正久 8番 榎本和夫

9番 榎本勝昭 10番 臼井順央 11番 栗原 始 12番 上野 勝 【欠席】

農地利用最適化推進委員

池田幸司 関谷博明 西村一彦

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 長谷部 康行 農 政 係 長 田中 悠 也

(事務局長) (書記) 【欠席】

農 政 係 飯野 都佳紗

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

### 開会 午後 1時30分

議長

(上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、 これより令和4年瑞穂町農業委員会6月総会を開催いたします。直ちに会議 を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとお りです。

議長

(上野 勝 君)日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番委員の青木 一幸さんと4番委員の榎本 雄一さんを指名いたします。

議長

(上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局

(飯野 都佳紗 君)総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長

(上野 勝 君)日程第3、議案第1号番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君)議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在○○、地目○○、面積○○、利用権の設定を受ける者○○、利用権を設定する者○○、利用権の種類○○、利用内容○○。以上です。

議長

(上野 勝 君)以上で説明が終りました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号1を申請のとおり決することに 賛成の方は挙手願います。

#### 举手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。 続きまして、議案第1号、番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より 説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在○○、地目○○、面積○○、利用権の設定を受ける者○○、利用権を設定する者○○、利用権の種類○○、利用内容○○、設定時期○○。以上です。

議長

(上野 勝 君)以上で説明が終りました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号2を申請のとおり決することに

賛成の方は挙手願います。

### 举手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。 続きまして、議案第1号、番号3農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より 説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号3、農地の所在○○、地目○○、面積○○、利用権の設定を受ける者○○、利用権を設定する者○○、利用権の種類○○、利用内容○○、設定時期○○。以上です。

議長

(上野 勝 君)以上で説明が終りました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号3を申請のとおり決することに 賛成の方は挙手願います。

# 举手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出につい てを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君)報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による 届出について説明します。番号1、農地の所在○○、地目○○、面積○○、 申請人○○、転用理由住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君)以上で説明が終りました。本件については、会長専決で 処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いしま す。

#### 「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。 続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出につい てを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君)報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、議受人○○、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、、譲受人○○、、転用理由住宅用

地。以上です。

議長

(上野 勝 君)以上で説明が終りました。本件については、会長専決で 処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いしま す。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。 以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和4年瑞穂町農業委員会6月総会を閉会といたします。

閉会 午後 1時55分